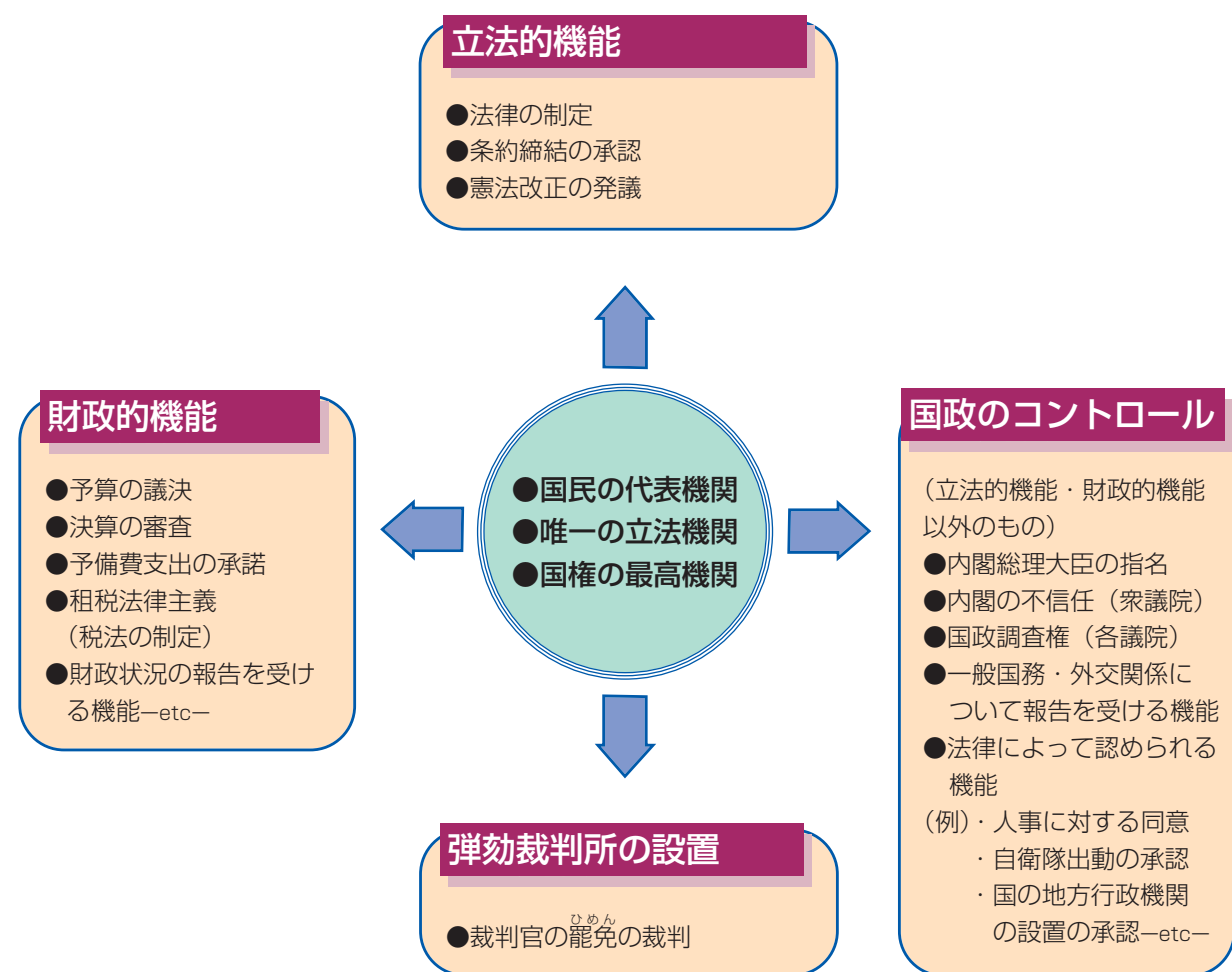
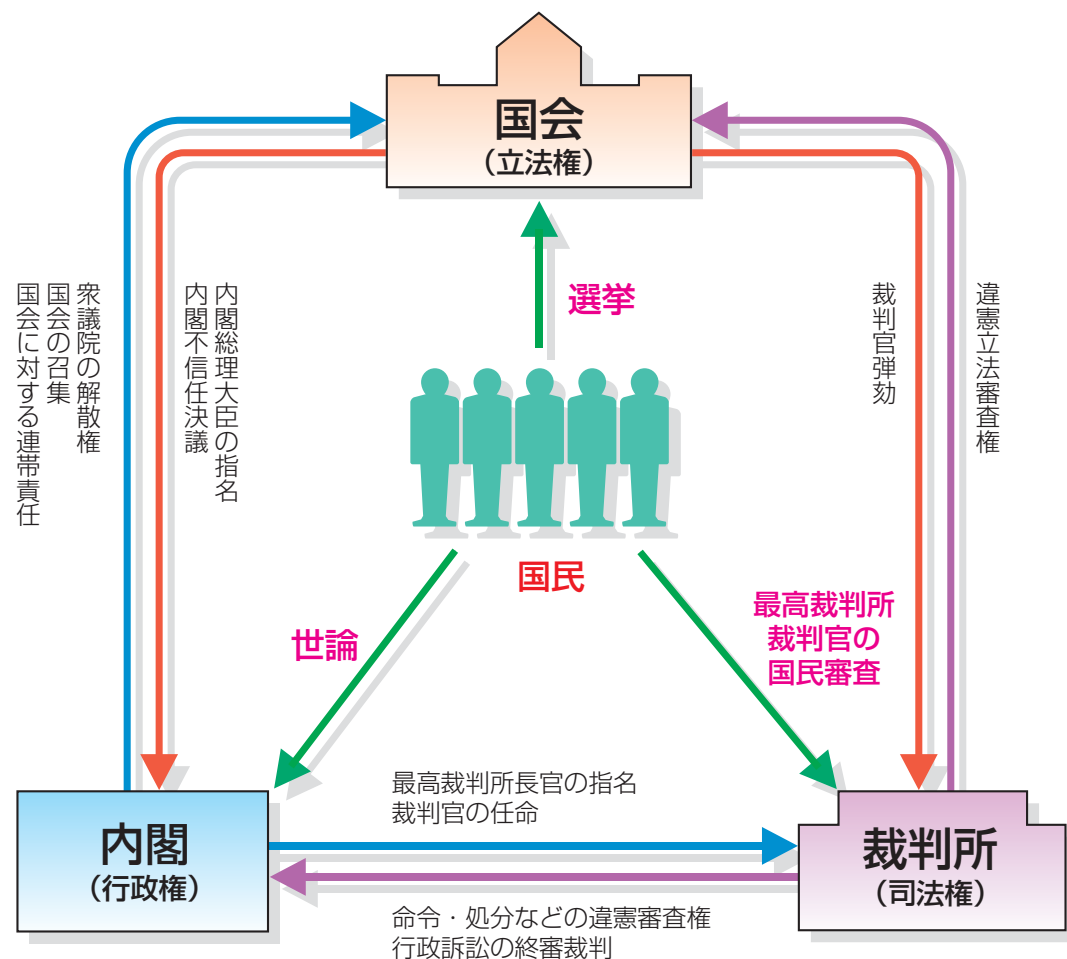


# 三権分立と国会の働き



## 三権分立と国会の働き

近代国家の政治機構は、おおまかにいって、立法府である議会、行政府である内閣、司法府である裁判所の3つに分かれています。そして、互いの抑制と均衡(チェック・アンド・バランス)によって、権力の集中と乱用を防ぎ、国民の権利と自由を保障しようとしているわけです。このように、国家権力である立法権、行政権、司法権の三権をそれぞれ別個の独立機関に専属させる制度を三権分立といいます。

このうち、国会については、憲法第41条で「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定められています。

この「最高機関」とは、三権の中でも最上級の機関であるということを示しているわけではありません。しかし国会は、主権者である国民から直接選ばれた

議員で構成されるため、国民に最も近い機関です。したがって、国のすべての機関のうち最も重要な地位にあるという意味で、国権の最高機関と位置づけられているわけです。

さらに、「唯一の立法機関」とは、国の立法は、すべて国会を通し、国会を中心に行われ、国会の議決のみで成立するということです。つまり、法律をつくったり変えたり廃止したりできるのは、国会だけの権能であるという意味です。

## ものしりメモ 議院法制局とは？

議員の立法活動を法律の専門的な立場から直接補佐する機関として、両院にそれぞれ設けられています。法制局長のほか約80名の職員で構成されており、内閣法制局とほぼ同じ規模です。

その主な職務は、議員が提出する法律案の作成を行うことです。法律案の立案に当たっては、憲法に適合しているか、他の法律や制度とうまく調和がとれているか、政策として法的合理性があるか等の点が検討されます。

このほかに、法律案に対する修正案の作成をしたり、法律問題について議員の求めに応じて意見を述べることも議院法制局の職務です。

## ものしりメモ 国立国会図書館とは？

議員の調査研究を補佐するため国会に設けられている附属機関です。法案の分析、検討、内外の諸制度や立法例、

実態等について調査研究を行っています。また、図書の収集、閲覧、貸し出しを行い、国の中央図書館としての役割も持っています。このため、わが国で刊行される出版物は国会図書館に納本しなければならないことになっています。

## ものしりメモ 裁判官弾劾裁判所とは？

ふさわしくない裁判官をチェックして辞めさせるかどうかを決める、つまり裁判官を裁判する裁判所です。

国会議員の中から選ばれた裁判員(衆参7名ずつ14名)で組織された裁判所で、「裁判所」という名称がついていますが、最高裁判所を頂点とする司法の系列とは関係のない特別の裁判所です。国会議員によって組織されていますが、独立の機関です。

これまで弾劾裁判にかけられた裁判官は延べ8人で、そのうち6人が罷免されています。